

年休裁判勝利！ 会社のここが不合理だ！ シリーズ

新幹線乗務員予備勤務者の勤務を25日に発表せよ！ その1

新幹線乗務員基本行路者の勤務表（例）


氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
東海太郎	101	-	102	-	特	公	103	-	104	105	-	公

新幹線乗務員予備勤務者の勤務表（例）

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
海東次郎					特	公						特

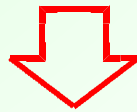
休日以外は空白になっている

しかも、どこに日勤が入るか予想がつかない

 これって、勤務といえるのでしょうか？

基本協約はこうなっている

第36条「組合員の勤務は、毎月25日までに翌月分を会社が指定する」



ということは、**協約違反！**

会社はこんな事を言っている（基本協約・協定改訂第4回団体交渉）

「勤務日であるかどうかは勤務種別で指定している。発表する必要はない」

全社員のみなさん！

在来線乗務員、他社新幹線乗務員は25日に勤務指定されています

これではスケジュールが立てられない！

おかしいことはおかしいと言おう！